

日米地位協定の抜本改定を求めるとともに辺野古の環境影響評価書の提出を断念することを求める意見書

在日米軍についての地位協定は、「公務中」の米兵・軍属は米軍当局が第一次刑事裁判権を行使するとしており、これまで日本の検察はこの規定を理由に「公務中」の軍属への裁判権を放棄してきた。ところが2006年からの5年間でも「公務中」の犯罪を犯した軍属は62人いるにもかかわらず、軍法会議にかけられた者はゼロであり、ことし1月沖縄市で19歳の会社員を交通事故死させた軍属は5年間の運転禁止処分にされただけである。今回の合意は、日米地位協定の改定ではなく、個別の事件・事故ごとに日本側が裁判権の行使を要請し、これに米側が「好意的考慮」を払うというもので、要請すべてに応じる保証はない。「公務中」に犯罪を起こした軍属に対する裁判権を、日本が行使するのは当たり前であり、米側の好意的考慮で済まそうとすることは許されるはずはない。

野田内閣は、日米合同委員会の合意を「基地負担の軽減」策と説明し、普天間基地の辺野古「移設」への理解を求めてきた。沖縄県議会が米軍普天間基地の名護市辺野古への「移設」に反対し、日本政府に環境影響評価書の年内提出の断念を求める意見書を全会一致で可決、代表団が11月に上京し、政府や各政党に申し入れを行った。決議では、日米首脳会談で野田首相が評価書の年内提出を約束したことに対し、「沖縄県内41市町村長及び、全県議会議員を含む県民の総意を無視するもの」と断罪している。今、沖縄では政党や宗教、考え方の違いを超えて、県内移設反対が県民の総意となっている。こうした中、防衛省幹部が女性と沖縄県民を侮辱する暴言を口にしたことで、沖縄では抗議の声が相次ぎ、反発はさらに強まっている。県民の総意を踏みにじり、アメリカのために辺野古「移設」を県民に押しつける強圧的な態度は絶対に許されない。

普天間基地の解決には、戦後66年もの長い間基地に苦しめられている県民に寄り添い、基地の重圧をなくす立場に立つことが不可欠である。

よって、本市議会は、政府に対し、沖縄県議会初め、沖縄と連帯し、沖縄の総意である日米地位協定を沖縄県民はもとより日本国民の人権が尊重されるものに抜本改定すること、普天間米軍基地の辺野古への移設のための環境影響評価書の提出を断念することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月20日

三鷹市議会議長 白鳥 孝